

みんなのまち基本条例の解説

平成 25 年 10 月（初 版）

平成 30 年 11 月（改訂版）

令和 5 年 9 月（改訂版）

一 目 次 一

《概 要》

みんなのまち基本条例とは	1
--------------	---

《解 説》

前 文	2
-----	---

第1章 総 則

第1条（目的）	5
---------	---

第2条（定義）	6
---------	---

第3条（基本理念）	8
-----------	---

第2章 協 働

第4条（市民相互の協働）	9
--------------	---

第5条（市民と行政の協働）	11
---------------	----

第6条（安全・安心の向上）	12
---------------	----

第7条（透明性の確保等）	14
--------------	----

第8条（情報公開）	15
-----------	----

第9条（個人情報の保護）	16
--------------	----

第10条（市民活動の尊重等）	17
----------------	----

第11条（市民参画の推進）	18
---------------	----

第3章 市 民

第12条（市民の役割及び責務）	19
-----------------	----

第4章 議 会

第13条（議会の役割）	20
-------------	----

第14条（議会の責務）	21
-------------	----

第15条（市議会議員の役割及び責務）	22
--------------------	----

第5章 行 政

第16条（市長の役割及び責務）	23
-----------------	----

第17条（行政の役割及び責務）	24
-----------------	----

第18条（職員の役割及び責務）	25
-----------------	----

第19条（市政運営）	26
------------	----

第20条（財政運営）	27
------------	----

第21条（行政評価）	28
------------	----

第22条（行政手続）	29
------------	----

第23条（法令遵守）	30
------------	----

第24条（国、他の自治体等との連携）	31
--------------------	----

第6章 条例の実効性の確保等

第25条（この条例の位置付け）	32
-----------------	----

第26条（住民投票制度）	33
--------------	----

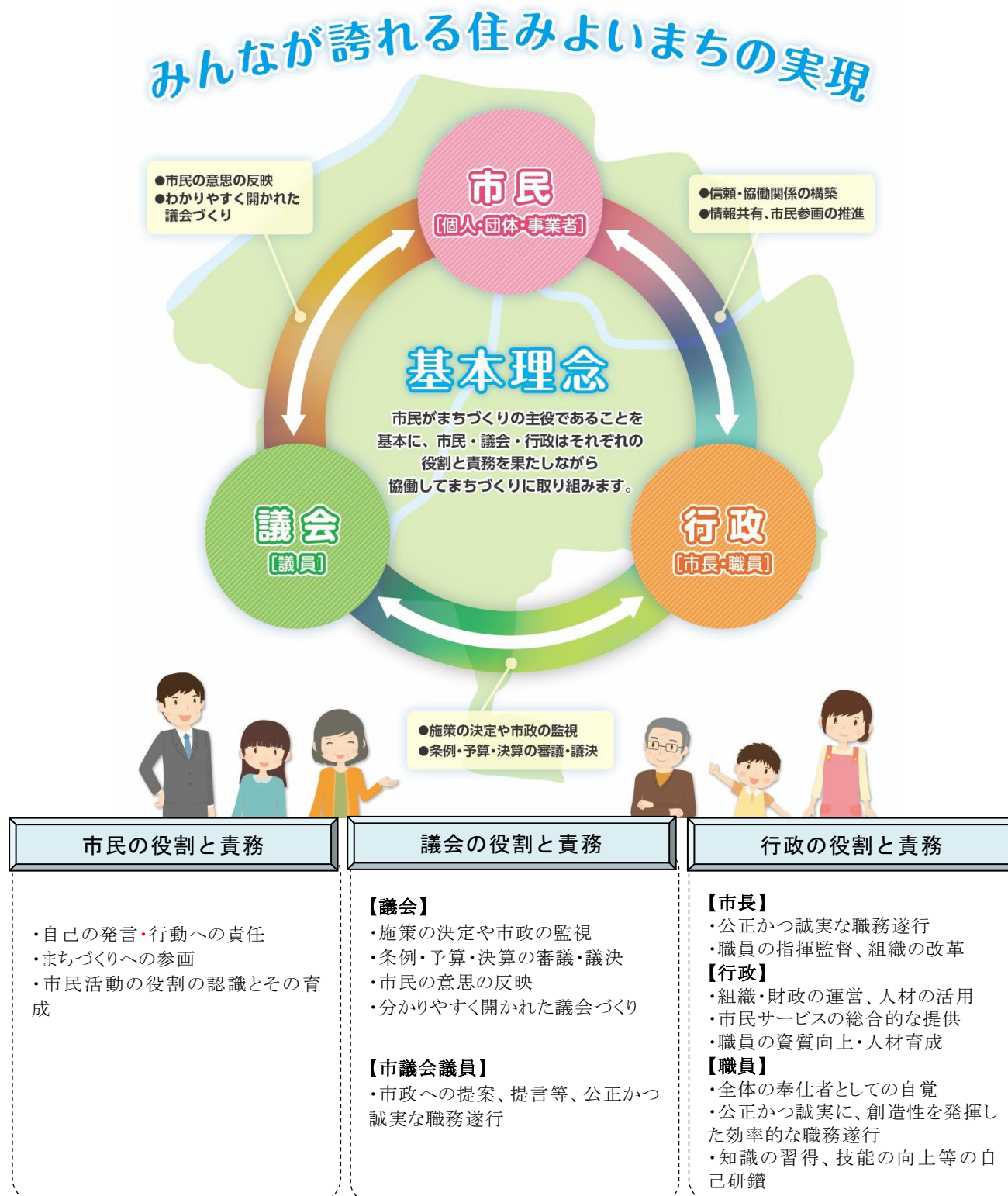
第27条（条例の検証）	34
-------------	----

附 則	35
-----	----

《概 要》

みんなのまち基本条例とは

寝屋川市みんなのまち基本条例とは、寝屋川市における自治の基本理念や市民・議会・行政のそれぞれの役割と責務など「自治の基本ルール」を定めたものです。



《解 説》

前 文

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、多様性を認め合い、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

【解 説】

前文は、条例の趣旨を明確にするため、市の特徴、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの方向、条例制定の決意等について述べています。

淀川・寝屋川の恩恵を受けた豊かな水・緑と共に、文化・歴史を育んできた寝屋川市では、古くからの地縁型の結び付きから発展した自治会活動に加え、NPO等のテーマ型の市民活動による人と人とのつながりが育まれてきました。

寝屋川市の人口は、高度経済成長期に急増しています。昭和 35 年に約 5 万人だった人口が、昭和 50 年には 25 万人を超えました。その後、少子高齢化の進行に伴う自然動態の減少に加え、他の自治体への人口流出等を背景に社会動態も減少傾向となり、平成 7 年の約 26 万人をピークに、国や大阪府に先行して人口減少の局面に入っています。そのような中、人口減少に対応するため、本市では、平成 28 年 2 月に市人口ビジョンと市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、令和 3 年 3 月には選ばれるまちを目指す第六次市総合計画を策定し、子育て世代を誘引するための様々な施策を積極的に推進しています。これらの取組により、令和 3 年には 9 年ぶりに転入者数が転出者数を上回る転入超過となるなど、成果の兆しが出始めています。

この間、地方分権改革の推進が、地域の発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤になるものとして、地方創生の極めて重要なテーマとされ、本市は、基礎自治体として個性をいかし自立したまちをつくるために、自らの判断と責任の下、より一層地域の課題解決に当たることが必要となっています。そのような背景から、前文の「地域」は、市域全域を指しています。

また、本市では、平成 27 年 4 月までに全小学校区において地域協働協議会が設立され、各校区において地域課題の解決に向けた特色ある活動が実施されるなど、地域協働の取組が活発に行われています。そのような背景から、第 4 条第 2 項の「身近な地域社会」の「地域」は、小学校区単位のまとまりのことを指しています。

「協創」とは、“協働して創造する”という意味です。これは、当時の『(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会』で行われた本市が目指すまちづくりについての議論を踏まえ、市民・議会・行政が、「市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係を深めることで」みんなが協働してまちをつくる“協創のまちづくり”が必要であることを規定しています。あわせて、文化風土を守り育て、このまちを愛し、誇りとして、次の世代へ引き継がなければならないこととし、これらを等しく進めていくべき内容として記載しています。

「持続可能な社会が広く世界に築かれることを望み」とは、右肩上がりから成熟期を迎えた経済社会が、継続的な経済発展と、循環型社会などのように少

ない環境負荷で両立する姿を目指すという価値観に基づく社会の基本概念について、生活者のライフスタイルもそれに応じて見直していこうというものです。この考えは、SDGs（持続可能な開発目標）、すなわち、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標と考えを同じくするものであり、持続可能な社会を実現し、その社会が広く世界に築かれていくことを期待するものです。

前文の最後では、本条例が市民・議会・行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念と原則であるとする条例制定の決意を述べています。

「市民福祉」とは、市民が等しく安定した生活環境やサービスを楽しむことができる状態をいいます。つまり、ここでは、特定の利益、すなわち個々人の権利・利益ではなく、公共性に根ざした社会全体の幸福・利益のことを指しています。こうした社会全体の幸福・利益を向上していくために、互いの個性と能力を発揮するとともに、多様性を認め合い、十分な対話を重ねる中で、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げていくことを決意として述べています。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

【解 説】

第1条は、条例の目的について定めています。

本条例が達成しようとする目的を簡潔に表現し、他の条文の解釈に役立たせる趣旨で設けています。

まちづくりに関わる市民・議会・行政が、共に考え、行動していくためには、理念や原則を共有していくことが必要です。寝屋川市における自治の基本的な理念やまちづくりの原則として、前文や条文の中で、基本理念（第3条）、市民・議会・行政のそれぞれの役割と責務や、協働によるまちづくりの推進などについて定めています。

「みんなが誇れる住みよいまちを実現する」とは、前文にあるように豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、「人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち」「環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち」「人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまち」を築き、市民福祉の向上を目指し、このまちを心から愛し、誇りとすることです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

【解 説】

第2条は、本条例の解釈に当たり、認識を共通にしておく必要のある重要な用語の定義について定めています。

- (1) 「市民」とは、地方自治法第10条第1項に定める住民（市域内に住所を有する人で、外国人を含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通っている人、市内で市民活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や団体です。暮らしやすい地域社会をつくるためには、多くの人々が共に力を合わせていくことが必要であることから、このように広く定義しています。自治の基本を住民が担うとしても、駅前や道路の環境美化などは市内を通過する人にも協力していただかなければなりません。まちづくりには多くの「市民」の関わりが必要です。
- (2) 「議会」とは、直接選挙により選ばれた市民の代表者である市議会議員

により構成される議決機関です。

- (3) 「行政」とは、市長と地方自治法第 180 条の 5 に規定されている執行機関に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えたものです。執行機関とは、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理と執行に当たって自ら決定し、表示し得る機関をいいます。補助機関とは、執行機関がその意思を決定し、外部に表示するに当たって、それを補助する機関をいいます。具体的には、①副市長、②会計管理者、③出納員その他の会計職員、④職員、⑤専門委員を指します。

- (4) 「まちづくり」とは、公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。「まちづくり」というと都市基盤の整備という狭義のイメージもありますが、本条例では、広い概念で地域社会やそこで暮らす市民の生活に密接に関連する活動、市の施策など、公共の福祉を推進するあらゆる取組としています。道路や公園、市街地整備などのハード面だけではなく、教育、文化、福祉、環境などのソフト面まで、幅広く捉えています。

- (5) 「市民活動」とは、市民が主体的に行う様々なつながりや、その活動をいいます。

市民一人一人が暮らしやすいまちの実現を目指して形成する様々なつながり、住んでいる町丁等を単位とした自治会等の地縁型の市民活動（地域コミュニティ）や、ボランティア、NPO等のテーマ型の市民活動（テーマコミュニティ）などがあります。このようなつながりや活動を全て「市民活動」として捉え、地域の課題解決を図るなど、まちづくりに重要な役割を果たしていると考えています。

- (6) 「参画」とは、政策、方針、計画等の立案・実施・評価など、市政の様々な場面に市民が主体的に取り組むことです。
- (7) 「協働」とは、市民、行政などまちづくりに関わる様々な立場の人が、共通の目的を達成するために、それぞれの役割や責任を分担し、お互いの立場を尊重しながら対等な立場で協力し、共に活動することです。

（基本理念）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

【解 説】

第3条は、寝屋川市におけるまちづくりの基本理念について定めています。

目的（第1条）にのっとり、これからのまちづくりに取り組む上で基本となる考え方やあるべき姿を表現しています。

「市民がまちづくりの主役である」とは、市民が自治の主体者であって、主権者であるということです。

この基本理念を達成するために、第4条以下の条文に市民・議会・行政のそれぞれの役割と責務や、協働によるまちづくりの推進という原則などを定めています。

なお、条例制定当初から、市民・議会・行政について記載した条文で義務規定を示す文末表現は、「～（する）ものとする。」を統一して使用していましたが、平成29年に行った検証の際に表現の検討を行いました。その結果、行政の責務であって、他の条例で定めるなど具体的な手続や事業につながる内容を記載した条項については、「～（し）なければならない。」と文末を強い義務付けとすることとなりました。第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条がこれに該当します。

第2章 協働

（市民相互の協働）

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

【解 説】

本条例は、協働に重点を置くため、協働に関する内容を本章に規定し、市民に関する「第3章 市民」と区分して構成しています。

第4条は、市民相互の協働について定めています。

1 まちづくりの基本となる市民相互の協働を推進するため、市民は、市民同士や各団体が気軽に情報交換をしたり、地域課題について調整を行うことができる交流の場等を持ち、対等な関係でお互いに尊重し合いながら、まちづくりに努めることを定めています。

また、ここでいう「場」とは、特定の場所を指すものではなく、交流・対話できる機会を意味します。制度としての話し合いの「場」といったものだけではなく、井戸端会議のように人々の間や地域の中で自然発生的に生まれた交流や対話のほか、デジタル社会の進展に伴うオンラインでの交流も含まれます。

そして、市民は、地域社会を構成する一員であることを自覚するとともに、他者の存在を考慮し、尊重し合うことにより、協力して市民自治を担うことが必要です。

2 市民自治をより一層発展させるため、市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、地域の課題に自ら取り組み、自主的で自立的なまちづくりに努めることを定めています。

地域協働協議会などを通じ、地域住民が自発的に地域課題を発見・共有・解決していくことで、地域内の連携・協力がより一層進み、単独では解決できなかった地域課題に取り組むことができると同時に、地域でのつながりが生まれ、共に支え合う活力ある地域づくりが可能になります。本市では、平

成 27 年 4 月までに全小学校区において地域協働協議会が設立され、各校区において地域課題の解決に向けた特色ある活動を実施されるなど、地域協働の取組が活発に行われています。

〈参 考〉

地域協働協議会について

一定のまとまりがある地域でのコミュニティ活動の一層の推進や、地域課題の解決に取り組むため、地域団体や住民が自発的に組織し活動していく、地域による地域のためのネットワーク型組織です。

〔地域協働協議会の設立状況〕

設立年度	小学校区
平成25年度	4校区(成美、堀溝、和光、石津)
平成26年度	19校区(東、西、南、北、第五、明和、池田、中央、啓明、木屋、木田、神田、田井、桜、点野、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷)
平成27年度	1校区(三井)

（市民と行政の協働）

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

【解 説】

第5条は、市民と行政の協働について定めています。

1 市民と行政は、まちづくりを進めるに当たって、立場や役割を認め合う中で、相互に連携し、信頼・協働関係を築くことを定めています。

多様な市民ニーズに対応し、身近な地域社会はもちろんのこと、寝屋川市全体をより良くしていくためには、市民と行政とが相互に連携し、信頼・協働関係を築いていき、これまでは主に行政が担ってきた地域の公共・公益活動を、これからは市民と行政が共に担っていかなければなりません。

そこで、行政は、協働を推進するために、情報共有を積極的に推進するとともに、必要に応じて市民活動に財政的支援を行うなど、協働を行う環境を整備することが大切です。

2 行政は、市民と行政の協働に当たり、市民との交流の場づくりに努めることを定めています。

協働によるまちづくりを推進していくためには、それぞれの立場や役割を認め合い、信頼・協働関係を築くきっかけとなる「場」の設定が必要です。

ここでいう「交流の場」とは、市民と行政が日常的にコミュニケーションを図り、気軽に情報交換などができる、また、まちづくりの課題についてじっくり議論できる「場」を意味します。

市職員が出向いて施策や事業の説明を行う公的に設定した「場」に加え、日常的に市民の中に出向くことでも交流が広がります。

（安全・安心の向上）

第6条 市民は、自然災害、犯罪、健康危機等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪、健康危機等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

【解 説】

第6条は、安全・安心の向上について定めています。

1 市民は、生活を脅かす事案（大規模な地震、風水害等の自然災害、窃盗や特殊詐欺等の犯罪、感染症や食中毒等の健康危機等）に備え、自己の安全の確保と相互の協働による安全の確保に努めることを定めています。

自然災害が発生した場合、行政の公助による救助活動に加え、市民が自分のことを自分自身で守る自助と市民同士がお互いに支え合う共助により安全の確保に努めることが重要です。

防災の取組では、自助・共助・公助が重要となりますが、災害発生時には、公助が被災者へ十分に行き届かない可能性も想定されるため、市は、事前に自助力を高める公助の取組を実施しなければなりません。

犯罪から市民の暮らしと安全を守るためには、地域社会における防犯意識の向上や地域住民による防犯活動の活性化が重要です。

防犯の取組では、自治会への防犯カメラの設置補助、LED防犯灯の新設・改造に対する補助など、市は、地域の防犯力を高める取組を実施しなければなりません。

健康危機の発生は、多数の市民の生命や健康を脅かすおそれがあるため、平時からその被害を最小限度にとどめ、また、未然に防止することが重要です。

感染症まん延等の健康危機事象に備え、各種予防接種の実施のほか、研修や訓練の実施など関係機関と連携した健康危機管理体制の強化を図っていかねばなりません。

2 市民生活を脅かす事案から、市民の生命・身体・財産を守ることは、行政が果たすべき基本的な役割の一つであることから、行政は、自然災害、犯罪、

健康危機等に備えるため、市域の防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならないことを定めています。なお、「健康危機対応力」とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態への対応力をいいます。

本市では、誰もが安全に安心して暮らせるまちを実現するため、あらゆる危機事象の発生に備えるとともに、市民や地域が一体となって対応できる体制づくりを推進しています。

自然災害に対する具体的な取組としては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップの作成等を行うなど、地域における防災体制を構築し、関係機関との連携強化を図り、あらゆる事態を想定した危機管理体制の確立を進めています。

犯罪に対する具体的な取組としては、防犯カメラの設置・運用、深夜防犯パトロールの実施など、市民、関係機関等と連携しながら、地域の安全確保のため、犯罪の発生を防止し、抑制する環境整備を行っています。

健康危機に対する具体的な取組としては、健康危機事象への対応研修や関係機関と連携した訓練等の実施を通して、その発生時に迅速かつ適切に対応できる体制の強化を進めています。

（透明性の確保等）

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

【解 説】

第7条は、行政における透明性の確保等について定めています。

1 行政は、市民との相互連携・協働のまちづくりを進めるに当たって、行政が持つ情報は市民の情報であることを改めて認識するとともに、その情報を積極的に市民と共有して、市政の透明性を確保しなければならないことを定めています。

情報には、行政が持っている情報だけでなく、市民が持っている情報もあります。地域課題の解決に向けて、それぞれが持っている情報を互いに共有し、その上で判断し、役割を担っていくことが必要です。

2 行政は、市民の意見、要望、提案等に対して、その事実関係を速やかに調査し、調査結果や行政としての考え方を市民に対して誠実に応答しなければならないことを定めています。

「誠実に応答」とは、できることとできないことの区別、できることであってもすぐできることと一定期間を要することの区別を明らかにし、対応していくことです。

3 行政は、政策等の立案・実施・評価について、それらの経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明しなければならないことを定めています。

政策等の立案過程においては公募市民、学識経験者等で構成される審議会等による審議やパブリック・コメント手続の実施状況を、施策・事業の実施・評価に当たっては進捗管理・評価シートにより取組内容や成果等を公表しています。

（情報公開）

第 8 条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

【解 説】

第 8 条は、行政における情報公開の推進について定めています。

市民の知る権利を保障し、公正で透明な行政運営を行うためには、行政の責務として、公文書の開示など情報公開を推進しなければなりません。今後とも『寝屋川市情報公開条例』の適正な運用を図る必要があります。

協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民と行政の情報共有が不可欠です。

寝屋川市情報公開条例（抜粋）〔平成 10 年 1 月 1 日施行〕

（目的）

第 1 条 この条例は、公文書の開示に関し必要な事項を定め、市民の市政に関して知る権利を保障することにより、市民の市政への参加の促進を図り、併せて、行政の説明責任を全うすることにより、市民と市政との信頼関係を強化し、市政の公正で効率的な執行を確保するとともに、市民生活の利便を増進し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に資することを目的とする。

（個人情報の保護）

第9条 行政は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【解 説】

第9条は、行政における個人情報の適正な取扱いについて定めています。

デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が増すとともに、その利用が著しく拡大し、取扱いによっては、個人の権利利益を損なうおそれが増大しています。そのような中、法律、条例等の規定に基づき収集した個人情報を保護するためには、行政の責務として、それらを適正に管理しなければなりません。

なお、『個人情報の保護に関する法律』の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、個人情報保護法制の一元化が図られ、本市が保有する個人情報の取扱いについても、同法において共通ルールが定められました。

個人情報の保護に関する法律（抜粋）〔平成17年4月1日施行〕

（目的）

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（市民活動の尊重等）

第 10 条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

【解 説】

第 10 条は、行政における市民活動の尊重等について定めています。

行政は、市民活動の重要性を認識し、その自主性・自律性を尊重しながら、活動を支援するよう努めるとしています。また、その支援内容等に関する情報については、公平に周知を図り、情報共有を進める必要があります。

（市民参画の推進）

第 11 条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

【解 説】

第 11 条は、行政における市民参画の推進について定めています。

1 行政は、市政運営に市民が公平に参画できる機会を確保することを定めています。

そのためには、幅広い市民の参画を促すよう、具体的な制度の整備が必要です。参画の手法は、多種多様であり、個々の施策・事業の性格や段階に応じ、適切な手法を活用する必要があります。

2 行政は、企画立案等の際に、市民参画により得られた意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めることを定めています。

政策の企画立案等への参画手法としては、地域の課題・問題点の整理や課題解決のための計画づくりに向けて、市民と行政、あるいは市民同士で自由に議論を行い、方向性を見いだすことを目的とした集まりであるワークショップという手法があります。

また、政策等の策定への参画手法としては、行政に関する重要な政策や計画の案を検討する審議会等への公募市民の参画や、それらを決めるときに、広く市民の意見を聴き、政策立案などにいかしていくパブリック・コメント手続の実施があります。

そのほか、市民の行政運営への参画を促進する環境づくりとして、直接、住民の意思を確認し、その結果を行政運営に反映させるための住民投票制度や、計画段階から市民の意見を幅広く聴く仕組み、住民の側から事業を提案する住民提案制度などは、代表民主制を補完する重要な制度であるとされています。

第3章 市 民

（市民の役割及び責務）

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

【解 説】

本条例は、協働に重点を置くため、協働に関する内容を「第2章 協働」に規定し、市民に関する本章と区分して構成しています。

第12条は、市民の役割と責務について定めています。

1 まちづくりの主役である市民は、まちづくりに参画する権利を持っていることを定めています。

市民の市政への参画は、自発的で自由な意思に基づくものであり、参画しない市民が不利益を受けないよう留意しなければなりません。

「自己の発言及び行動に責任を持ち」とは、参画に当たっては、市民も公益の視点に立ち、自らの発言や行動に責任を持つことが必要であるということの意味します。

2 市民は、市民活動がまちづくりに重要な役割を果たしていることを認識するとともに、市民活動を守り、育てるよう努めることを定めています。

市民活動とは、市民が主体的に行う様々なつながりを深める活動のことをいい、地域課題を市民自ら解決するとともに、地域のコミュニティづくりなど、極めて重要な役割を果たしています。

地域の活動、交流の場等に参加し、それぞれの役割を果たすとともに、それぞれの持ち味や特性をいかして地域づくりを担うことが大切です。様々な専門性や能力を持っている人材の力をまちづくりに結集できれば、地域の活力向上や公共の福祉の推進につながります。

第4章 議 会

(議会の役割)

第 13 条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

【解 説】

第 13 条は、議会の役割と権限について定めています。

1 議会は、市政に対する市民の様々な意見や寝屋川市の状況等を踏まえ、市の施策の決定に関わり、市政の監視やけん制を行うことを定めています。

議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員により構成される議決機関です。

議会には、地方自治法第 98 条、第 100 条等で規定されている検査権、調査権等を行行使することで、行政が適正に行財政運営を行っているかを監視し、けん制する役割があります。

2 議会は、地方自治法第 96 条で規定されている条例の制定と改廃、予算の決定や決算の認定の議決などの権限を有することを定めています。

（議会の責務）

第 14 条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

【解 説】

第 14 条は、議会の責務について定めています。

1 議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすことを定めています。

議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくことが求められています。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。

市民・議会・行政が情報を共有し、協働でまちづくりを進めることが必要です。

議会活動に関する情報に関し、本会議や委員会は傍聴することが可能であり、議事録も公開されていますが、より分かりやすく、議会が保有する情報を市民と共有するなどにより、市民に開かれた議会運営を目指そうというものです。

（市議会議員の役割及び責務）

第 15 条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

【解 説】

第 15 条は、市議会議員の役割と責務について定めています。

議会がその役割と責務を果たすために、議会を構成する議員は重要な役割を担っており、その果たすべき責務は重要です。

議員は、市民の代表として職務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、本会議の代表・一般質問、常任委員会等での質疑等により市政への提案、提言等を行い、また、公正かつ誠実に職務を遂行することを明らかにしています。

「公正かつ誠実に」とは、特定の利益を代表する声だけでなく、声なき声にも耳を傾け、中長期的な視点を持つという意味も含まれます。

第5章 行 政

（市長の役割及び責務）

第 16 条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

【解 説】

第 16 条は、市長の役割と責務について定めています。

- 1 市長は、住民の直接選挙によって選ばれた市の代表者としての地位にあります。その責任は重く、市民の信託を受け職務を遂行するとともに、市政を代表し、調整してその方向性を定めますが、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応し、「公正かつ誠実に」職務を行うことを定めています。
- 2 市長は、職員がそれぞれの責任と判断でその職務を執行し、地域の実情に応じた政策を実現できるよう職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むことを定めています。また、「職員を適切に指揮監督する」には、人材育成・人材養成も含まれます。

（行政の役割及び責務）

第 17 条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

【解 説】

第 17 条は、行政の役割と責務について定めています。

1 行政は、前例にとらわれることなく、必要に応じて行政内部の分権化を進めるなどの柔軟性を持った組織運営や、優先順位を付けたメリハリのある財政運営、人材の活用と適材適所の配置など、様々な面で効果的に施策を遂行することを定めています。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供することを定めています。

目まぐるしく変化する社会環境の中で、迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、行政組織については、常に見直しを図るとともに、縦割り行政による市民の不便さを解消し、組織間で連携・協力しながら組織横断的な市民サービスを提供する必要があります。

3 行政は、研修機会の設定や自発性・創意のくみ上げなど、職員の資質向上のための環境づくりや組織的な人材育成に取り組むことを定めています。

（職員の役割及び責務）

第 18 条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

【解 説】

第 18 条は、職員の役割と責務について定めています。

- 1 職員は、「全体の奉仕者」として、行政サービスの提供に努めるとともに、市民と共に自治を担う者として公正かつ誠実に協働を推進する姿勢を持つことを定めています。
- 2 地方分権時代にふさわしい、地域特性に応じた政策を実現するため、前例にとらわれることなく、市民ニーズに応えられるよう創意工夫して、効率的に職務を遂行することを定めています。
- 3 職員は、常に自ら積極的に情報を収集し、自己研鑽に励んで知識の習得や技能の向上を図り、資質向上に向け、訓練や意識改革に取り組むことを定めています。なお、デジタル技術を活用した職務遂行や中核市職員としての政策法務能力が求められるなど、社会変化や時代に応じた「自己研鑽」に努めなければなりません。

（市政運営）

第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

【解 説】

第 19 条は、市政運営について定めています。

1 行政は、寝屋川市の将来の健全な発展を図るため、総合計画を策定し、その総合計画に基づき、計画的に市政運営を行わなければならないものとしています。

総合計画は、本市が定める最上位に位置付けられる計画で、将来の目標やそれを実現するための基本構想と、基本的な計画などで構成される長期計画のことをいいます。

2 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、総合計画においては、議会の議決を経て、基本構想を定めるものとしています。

また、個別計画は、総合計画に基づき策定され、個別計画に係る予算の審議が行われるなど、総合計画の趣旨を踏まえて、策定しています。

（財政運営）

第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

【解 説】

第 20 条は、財政運営について定めています。

1 財政運営の基本原則として、貴重な市民の税金を財源としていることを認識することが必要です。予算は単年度で編成されていますが、総合計画に掲げる政策目標を達成するため、社会経済情勢の変化への対応なども踏まえ、中長期的な展望に立ち、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならないことを定めています。

限られた財源を効果的かつ効率的に活用するためには、何に優先的に配分していくべきかを検討し、計画的な財政運営に取り組むことが必要です。

2 行政は、予算編成、執行、決算等の財政運営に関する情報を分かりやすく公表しなければならないことを定めています。

財政状況については、『寝屋川市財政状況の公表に関する条例』にのっとり、広報誌、ホームページ等による公表や、財務諸表 4 表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）の作成・公表を行っています。また、『寝屋川市の財政』を作成し、分かりやすい情報提供を行っています。

寝屋川市財政状況の公表に関する条例（抜粋）〔昭和 61 年 7 月 28 日施行〕

（目的）

第 1 条 この条例は、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

（行政評価）

第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

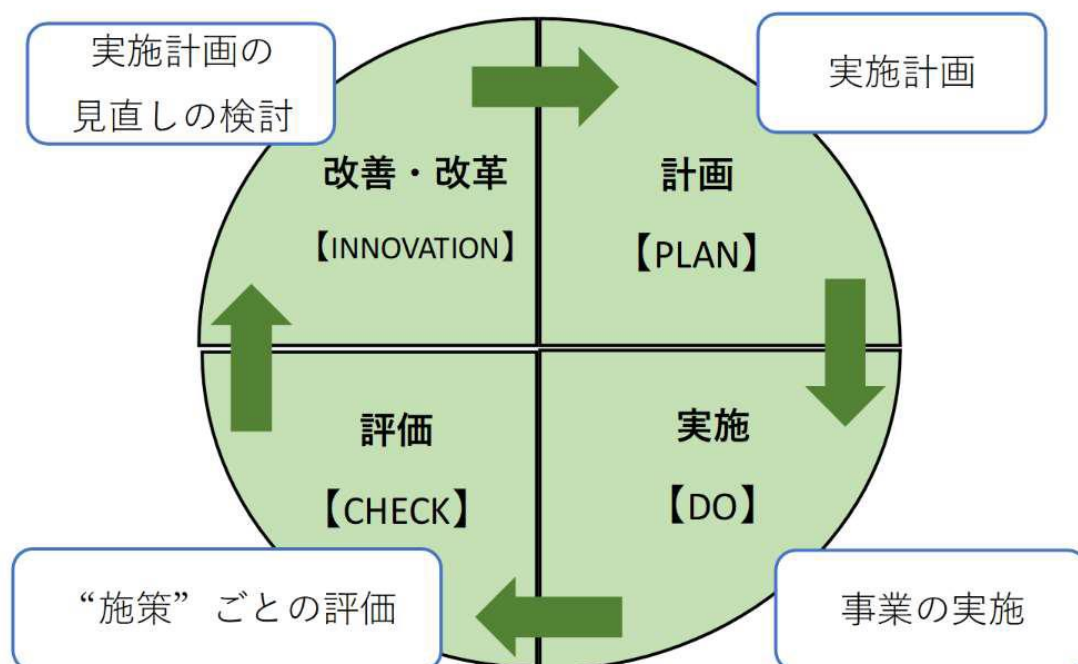
【解 説】

第 21 条は、行政評価について定めています。

行政は、市民サービスの向上を図るため、評価を実施して、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その結果を公表しなければならないことを定めています。

本市では、施策評価として施策等の指標を設定し、成果、効率性、必要性等の一定の基準に基づいて評価を行い、その結果を公表するとともに次の計画へ反映することにより、行政活動の継続的な改善・改革や市民満足度・市民福祉の向上につなげています。

〔P D C I サイクルによるマネジメント〕



（行政手続）

第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

【解 説】

第 22 条は、行政手続について定めています。

行政は、行政手続を適正に行うことにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならないことを定めています。

行政手続に関し共通する事項を定めることにより、行政上の意思決定について、その内容や過程が市民にとって明らかとなり、かつ、全ての市民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られます。

本市では、行政手続に関し共通する事項を『寝屋川市行政手続条例』で定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上に努めています。

寝屋川市行政手続条例（抜粋）〔平成 10 年 1 月 1 日施行〕

（目的等）

第 1 条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに寝屋川市の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

（法令遵守）
第 23 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。
らない。

【解 説】

第 23 条は、法令遵守（コンプライアンス）について定めています。

行政は、法令を犯したり、恣意的に解釈を曲げることなく、厳に法令を遵守して公正な職務の遂行に当たらなければならないことを定めています。

（国、他の自治体等との連携）
第 24 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、
共通する課題の解決に努めるものとする。

【解 説】

第 24 条は、国や他の自治体等との連携について定めています。

行政は、国や大阪府、他の自治体や大学、NPO等の関係機関とも対等・協力関係の下で連携を図り、共通する課題の解決に努めることを定めています。

平成 12 年の地方分権一括法の施行後、市町村は、法的に国や都道府県と対等な関係になっています。国の見解や解釈に頼らず、主体的に判断していかなければなりません。

また、国や他の自治体等との意見の相違が起こった場合でも、対等・協力関係を基本として、市民の利益が損なわれないよう対処することが必要です。

さらに、広域にまたがる課題については、特に、都道府県や他の自治体と様々な分野で連携を図り、協力し合いながら解決に努める必要があります。

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第25条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【解 説】

第25条は、本条例の位置付けについて定めています。

1 本条例は寝屋川市の条例の一つではありますが、その内容は寝屋川市における自治についての基本理念、原則や位置付けを定めるものです。市民・議会・行政は、それを認識し、寝屋川市における各種制度や体制・仕組みにおいて共通して遵守しなければならないことを定めています。

2 みんなが誇れる住みよいまちを実現するためには、本条例の趣旨にのっとり、協働と市政への参画が積極的に実行されなくてはなりません。そのために、議会と行政は、市政運営や他の条例、規則等の制定・改廃や運用に当たっては、内容の整合を図り、「この条例の趣旨を尊重しなければならない」と文末を強い義務付けとすることで、本条例が寝屋川市における自治の基本的な理念と原則であることをより強く表現しています。

（住民投票制度）

第 26 条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

【解 説】

第 26 条は、住民投票制度について定めています。

市政の重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、民参画の仕組みの一つとして住民投票制度を設けることができるとしています。

住民投票制度は、直接、住民の意思を問う制度であり、代表民主制を補完するものです。住民投票制度には、住民投票を実施するルールを総括的に定めた住民投票条例をあらかじめ制定しておき、その条例にのっとって市政の重要課題が発生したときに住民投票を実施する常設型と、市政の重要課題が発生したとき、その都度議会の議決を経て、住民投票条例を制定して住民投票を実施する非常設型があります。本条例では、非常設型について規定しています。

（条例の検証）

第 27 条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとって検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

【解 説】

第 27 条は、本条例の実効性の検証について定めています。

時代の変化などに応じて、本条例をより良いものにしていくため、各条項が本条例の基本理念を踏まえたものであって、社会情勢に適合しているか、形骸化していないか、本市にふさわしいものであり続けているか、基本条例としてふさわしい規定となっているか、市長は、施行日から 5 年を超えない期間ごとに本条例の趣旨にのっとって検証を行い、必要な場合は、所要の措置を講じるものとしています。なお、見直しの必要がない場合でも、その理由については説明する必要があります。

今後は、協働をより推進するための効果的な検証を始め、検証期間や必要な資料の精査など、検証の在り方について不断に検討する必要があります。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

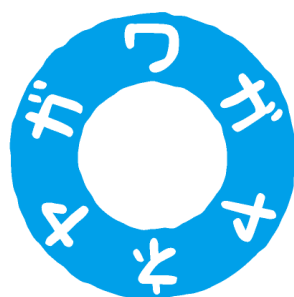
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【解 説】

附則として、施行期日について定めています。

本条例は、平成20年4月1日から施行され、これまで3度の改正を行っており、主な改正内容は以下のとおりです。

- 平成25年4月1日施行
 - ・ 第4条に第2項として地域協働によるまちづくりの推進についての規定を追加
 - ・ 第6条として安全・安心の向上についての規定を追加
- 平成30年4月1日施行
 - ・ 第6条に「犯罪」・「防犯力」の文言を追加
 - ・ 第19条に第2項として総合計画の基本構想の策定についての規定を追加
- 令和5年4月1日施行
 - ・ 前文第6段落に多様性に関する記述を追加
 - ・ 第6条に「健康危機」・「健康危機対応力」の文言を追加
 - ・ 第9条について、個人情報保護法制の一元化が図られたことを踏まえ、条文を見直し



みんなのまち基本条例の解説

平成 25 年 10 月（初 版）
平成 30 年 11 月（改訂版）
令和 5 年 9 月（改訂版）

寝屋川市 経営企画部 企画一課
〒572-8555 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号
TEL 072-825-2016
FAX 072-825-0761
URL <http://www.city.neyagawa.osaka.jp>
E-mail kikaku01@city.neyagawa.osaka.jp